明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働三一）　一

〔告　示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁一二）　一
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務一〇二）　二
○日本国に帰化を許可する件（同一〇三）　三
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁八）　三
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件（文部科学三六）　四
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件（同三七）　四
○独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件（同三八）　四
○国立大学法人会計基準の一部を改正する件（同三九）　四
○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件（厚生労働一二九）　五
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（同一三〇）　五
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（同一三一）　五
○保安林の指定をする件（農林水産六九二～六九八）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同六九九～七〇八）　六
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（経済産業四〇）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二六一）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同二六二）　九
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁二）　九
○津島船舶通航信号所に関する告示等を廃止する告示（海上保安庁六四）　一〇
○苫小牧船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示（同六五）　一〇

〔国会事項〕
最高裁判所　一〇

〔人事異動〕
官庁事項　一〇

〔官庁報告〕
人事交流を希望する民間企業の公募（防衛省）　一〇

〔資　料〕
閣議決定等事項　一二

〔公　告〕
諸事項　一二

裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他　一三〇

省　令

○厚生労働省令第三十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表の二の(一)の(1)本文中「及び化学的合成品」を「、化学的合成品」に改め、「抗菌性物質」の下に「及び厚生労働大臣が定める放射性物質」を加え、同(1)ただし書中「ただし」の下に「、抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質について」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第十二号

ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に定める日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十五日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における主たる店舗の所在地　東京都港区芝三丁目四十三番十六号

○法務省告示第百二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年三月十五日

法務大臣　小川　敏夫